令和8年度「県下一斉清掃運動（湖東地区）」実施要領

1 趣旨

滋賀県では、「滋賀県ごみの散乱防止に関する条例（クリーン条例）」（平成 4 年制定）で 12 月 1 日を「環境美化の日」と定めています。

この日を中心に県、市町および美しい湖国をつくる会の提唱により、「県下一斉清掃運動」が県内各地で多くの県民の皆様の参加のもと実施されます。

この活動の一環として、湖東地区では、県民および企業・団体の皆様と共同して以下のとおり環境美化活動を実施します。

2 活動日時・場所等

（1）日　　時　　令和８年 12 月 1 日（火）【荒天中止】

受付　　9 時 45 分から 10 時 00 分

活動終了　　11 時 00 分

※開会、閉会の挨拶は行いません。

※受付後、順次清掃活動を行っていただき、回収したごみを集積場所に置き、受付場所で清掃用具を返却した方から活動を終了してください。

（2）集合場所　　南三ツ谷公園　駐車場（彦根市南三ツ谷町）

※駐車スペースに限りがあるため、できる限り乗り合わせての参加をお願いします。

（3）活動場所　　南三ツ谷公園　湖岸（彦根市南三ツ谷町）　　（**５集合場所等**　を参照）

（4）持参するもの

清掃用具（軍手、回収袋、火ばさみ）は事務局で準備しますが、数に限りがありますので軍手等の持参に御協力ください。

※防寒対策は各自でお願いします。

3 参加申込および中止の確認について

参加申込	しがネット受付サービス QR-コード 申込期限：　令和８年 11 月 24 日（火）まで 『しがネット受付サービス』での申込み **※　駐車スペースを超える申し込みがあった場合は、個別にお断りのご連絡をいたします。** https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/apply-procedure-alias/261201
中止の確認	荒天の場合は中止します。中止の場合、当日 8:40 までに滋賀県湖東環境事務所ホームページで発表しますので御確認ください。 滋賀県 > 県政情報 > 県の概要 > 滋賀県行政機構 > 琵琶湖環境部 > 湖東環境事務所 （当日問合せ先：０７４９－２７－２２５５　、朝８：３０分～）

4　留意事項

・散在するごみ・漂着ごみの回収（粗大ごみは対象としない）

・燃えるゴミ：草木類（回収袋に入る流木含む）、草木類以外の燃えるゴミ、
ペットボトルおよび包装用プラスチック等（きれいなもの）

・不燃ゴミ：ペットボトル（土等がついているもの）、包装用プラスチック等（土等がついているもの）、缶、瓶

5　集合場所等



地図出典:国土地理院

6　その他

（１）災害補償　　事務局で傷害保険および賠償責任保険に加入します。

（２）滋賀県建設工事入札参加資格審査の際の「地域貢献活動」として当該清掃活動を実施される場合の必要書類等は担当部局（滋賀県県土整備部監理課）へ御確認ください。（事務局での参加証明は行いません）

7　問合せ　　滋賀県湖東環境事務所　TEL　0749-27-2255